

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

諫早市農業委員会会長 様

譲受人 氏名・電話
譲渡人 氏名・電話

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住 所							
	譲受人		都道府県	郡市	町村	番地				
	譲渡人		都道府県	郡市	町村	番地				
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別		
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称			
					m ²					
計		m ² （田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ² ）								
3 転用計画 (事業計画)	(1)転用の目的	(2)権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細								
	(3)転用期間 (事業の操業期間又は施設の利用期間)	年 月 日から 年間								
	(4)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)				第2期	合 計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積
		土地造成	/	/	/	m ²	/	/	m ²	
		建築物			m ²			m ²		
		小計	/							
工作物										
小計	/									
計	/									
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他		
		設定 ・ 移転								
5 資金調達についての計画	(必要資金) 土地購入費 土地造成費 建築工事費 その他の経費 合計		(資金調達) 自己資金 借入金 合計							
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要										
7 その他参考となるべき事項										

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事業所の所在地をそれぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の当事者は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 6 申請に係る土地が宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域内にある場合には、転用行為にかかる規制の有無を「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙1)

申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	捺 印	住 所
譲 受 人			
譲 渡 人			

(別紙2)

申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合		市街化区 域・市街化 調整区域・ その他の区 域 の 別
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏 名又は名称	
					m ²			
計 筆			m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地			m ²)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

(別紙様式)

被害防除計画書

該当事項に○をし、必要事項を記載するとともに土地利用計画図等に詳細を記入すること。
なお、被害のおそれがない場合は、その理由を記載すること。

- ① 土砂流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれを生じさせないための対策。
ガス、湧水、粉じん、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障を生じさせないための措置

(1) 申請地の造成計画の内容

- ア 盛土を行う (最高 m、最低 m)
イ 切土を行う (最高 m、最低 m)
ウ 現状のまま利用する

(2) 上記(1)に伴う被害防除措置

- ア 土留め工事をする。 イ 擁壁を設ける。 ウ 法面保護をする。
エ 緩衝地を設ける。 オ 防護柵を設ける。 カ その他

○被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由

- ② 農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置

- (1) 雨水排水 ア 溜樹 イ 貯水池 ウ 水路放流 エ 自然流下
(2) 汚水処理 ア 合併浄化槽 イ 浄化槽 ウ くみ取り エ その他 ()
(3) 生活雑排水 ア 合併浄化槽 イ 溜樹 ウ その他 ()
(4) (2)及び(3)の放流先 ア 河川 イ 道路側溝 ウ 下水道 エ 水路 オ その他 ()
(5) 放流先管理者(河川管理者・道路管理者等)との協議 ア あり イ なし

○その理由または内容

- ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置

- ア 緑地、緩衝地を設ける。(幅約 m 程度)
イ 建物の高さを加減する。(高さ m 程度)
ウ 隣接農地への通路を確保する。
エ その他

○被害防除措置の内容又は被害の恐れのない理由

令和 年 月 日付け農地転用許可申請に係る被害防除計画については、上記のとおり相違ありません。万一、隣接農地に被害等が生じた場合については、申請人の責において解決します。

令和 年 月 日

住所
転用事業者
氏名

(別紙様式)

隣接農地の所有者等との協議報告書

今回の農地転用に当たり、下記の近傍農地の所有者など関係者に対し転用計画を十分説明し、紛争や被害が生じないように念入りな協議・調整を行っています。もちろん、万一周囲に被害が生じた場合は責任をもって解決します。

記

近傍農地の所有者などの関係者

関係する土地の所在・地番	住 所	氏 名	協 議 日
諫早市			

令和 年 月 日

転用事業者 住 所
氏 名

農地法「第5条許可申請書」必要書類

（所有する農地を第三者が転用して使用する場合）

区分	書 類	備 考
必ず必要な書類	農地法第5条許可申請書	
	申請に係る土地の登記事項証明書 （全部事項証明書に限る）	
	位置図・住宅地図	縮尺 1/10,000 程度の地図・周囲の状況が分かる地図
	現況写真 （周囲の状況が確認できるもの）	2方向以上から撮影 申請地を赤線で囲み表示
	土地の地番を表示する図面 （公図等）	申請地及び隣地の地目・面積・所有者を記入
	事業計画書 （又は、利用計画書）	目的別（一般事業、資材置場等、駐車場、植林転用） で様式が異なる。添付様式参照
	配置図（利用計画） （排水計画等記入）	縮尺は、1/500～1/2,000 程度
	建物又は施設の平面図・立面図 （設計書等の写し等）	縮尺は、1/100～1/1,000 程度
	被害防除計画書	別紙様式
	隣地農地の所有者等との協議報告書	別紙様式
	申請地の縦横段図面	
	資力を証する書面 （個人 800 万円・法人 1300 万円未満は 預貯金通帳の写し。それ以外は金融機関等の 証する書面等）	申請者または、住居もしくは生計を一にする親族のもの に限る。 残高証明書又は融資証明書は原本確認

場合により必要となる書類	戸籍附票または住民抄本等	土地登記事項証明書の権利者住所と申請者の住所が異なる場合
	委任状	代理人が申請や受領をする場合
	所有者の同意書	所有権以外の権原に基づき申請する場合
	耕作者等の同意書	地上権、永小作権、質権または賃借権に基づく耕作者がいる場合
	法人の登記事項証明書、定款又は寄付行為	法人の場合
	用地選定理由書	住宅密集地や駅周辺以外の場合
	譲受人（借受人）の住民票	譲受人（借受人）が市外在住の場合
	開発許可書等の写し （若しくは申請書等の写しで受理印があるもの）	開発許可等が必要な場合
	土地改良区の意見書 （又は意見を得られない事由書）	申請地が土改良区域内にある場合
	水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意書	取水、排水等で同意が必要な場合
	その他関連する許可、認可等や関係機関の議決を証する書面	法令の定める許可、認可等を要する場合（太陽光発電の場合は経済産業省の許可書等）
	農地復元計画書等、工程表	一時転用の場合
	その他参考となるべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里道、水路の付替（用途廃止）の申請書の写し ・ 宅地建物取引業免許証の写し（宅地分譲等事業者）

〈注意事項〉 許可申請は、本人又は行政書士等（代理人）が行って下さい。